

横浜市

猫の適正飼育ガイドライン



横浜市

目次

はじめに	1 ページ
ガイドラインで使用する用語の定義	2 ページ
第 1 章 猫についての基礎知識	
1 猫の生態と特徴	3 ページ
(1) 生態と習性	
(2) 成長と繁殖	
(3) 健康管理	
2 人と猫のかかわりの歴史	9 ページ
第 2 章 猫との共存の道を考える	
1 飼い猫について	10 ページ
(1) これから猫を飼う人へ	
(2) 猫を飼っている人へ	
2 飼い主のいない猫について	14 ページ
(1) エサについて	
(2) トイレについて	
(3) 猫の数を増やさないために	
(4) 地域での協力について	
第 3 章 役割分担	
1 行政	18 ページ
(1) 相談の受け付け	
(2) 不妊去勢手術の推進	
(3) マイクロチップ装着の推進	
(4) 傷病猫等の保護・収容	
(5) 動物愛護精神の普及啓発	
2 市民	19 ページ
(1) 飼い主	
(2) 世話をしている方	
3 地域	19 ページ
第 4 章 猫に関する法令・組織	
1 法律・条例など	20 ページ
2 組織	31 ページ

はじめに

横浜市内には、犬の登録頭数とほぼ同じ十数万頭の「飼い猫」が暮らしていると考えられています。

宅地開発が進んだ昭和 60 年頃から、庭や花壇などに猫が糞をして困るなどの苦情による住民間のトラブルが生じるようになり、屋外で自由に行動する猫の問題が注目されるようになりました。

「飼い猫」には、完全屋内飼育の飼い猫（以下、「うち猫」とします）と、屋外で自由に行動する飼い猫（以下、「そと猫」とします）に分けられ、「そと猫」は地域で暮らす「飼い主のいない猫」とあわせて近隣トラブルの原因となっています。

その解決に向け、横浜市では、完全屋内飼育の推進や不妊去勢手術の必要性を猫の飼い主に啓発するとともに、公益社団法人横浜市獣医師会と協働して手術費用の一部を助成するなど、「そと猫」や「飼い主のいない猫」を減らすための取り組みを行ってきました。

しかし、不妊去勢手術を受けていない「そと猫」や「飼い主のいない猫」はまだ多く、それらの猫が子猫を産んでしまうことによって「飼い主のいない猫」が増え、猫の引き取りの依頼が後を絶たないという現状があります。

不妊去勢手術の普及によって「飼い主のいない猫」の数を減らし、譲渡などにより全ての猫が「うち猫」として飼育され、猫に係るトラブルが無くなるまでには、長い時間と関係する多くの市民・団体の皆さまの協力が必要であり、それぞれが立場に応じた役割を分担し対応していくことが求められています。

本ガイドラインは、「動物の愛護及び管理に関する法律」や平成 22 年に示された「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」（環境省）などを踏まえて作成しました。

また、社会の状況や、猫に対する考え方の変化に対応するために、5 年を目途に必要な応じて見直しを行う予定としています。

このガイドラインを活用していただき、猫の習性や適正な飼育及び管理の重要性について市民の皆様の理解を深めていただくと共に、地域住民同士の協力と行政機関や各関係団体の支援をもって、地域全体で猫の問題の解決を目指し、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上、人と猫が共に暮らせる横浜を目指していきます。

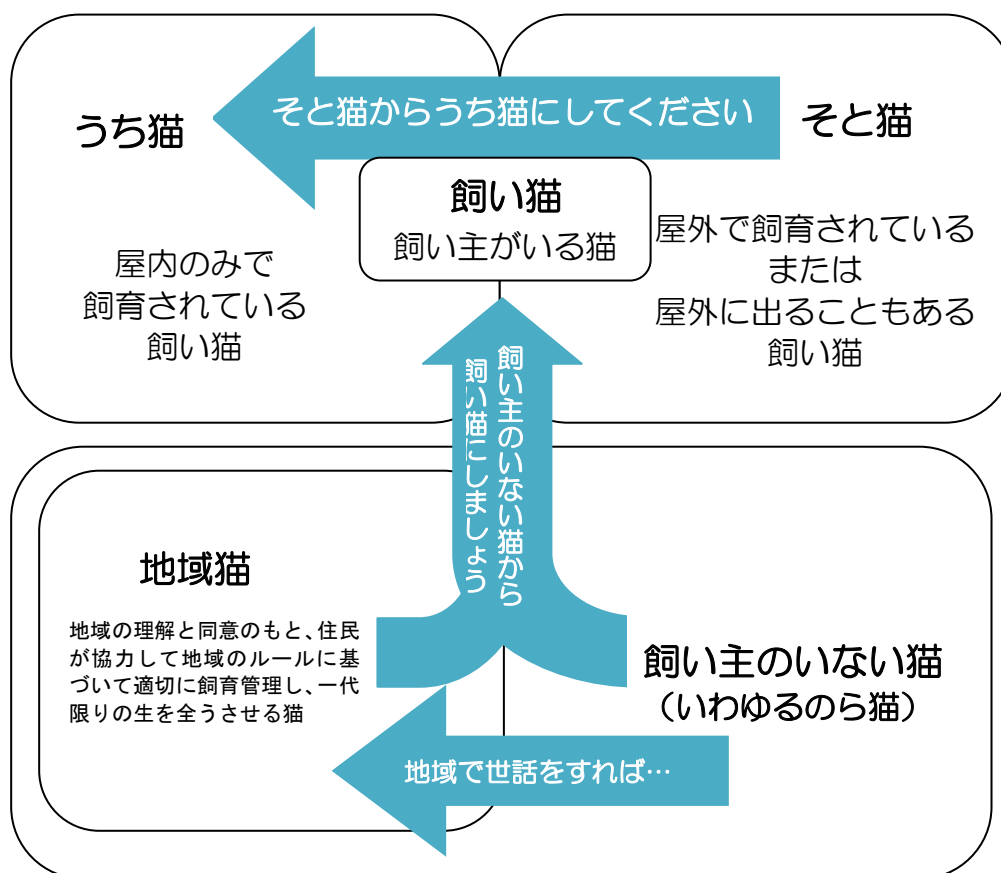
【参考】

犬の市内登録頭数 約 17 万 5 千頭 （令和 3 年）

横浜市全体の猫の飼育頭数については、犬のような登録制度がないため、正確には把握できませんが、ペット産業の情報などから、ほぼ飼い犬と同じ数が飼育されていると推測しています。

ガイドラインで使用する用語の定義

- 1 飼育：所有・占有の意思を持ってエサや水を与え世話をすること
- 2 飼い主：所有・占有の意思を持って継続的にエサや水を与え世話をしている者
- 3 猫の分類
人との関わり方によって猫の呼び方はいろいろありますが、このガイドラインでは次のように分類します。
 - (1) 飼い猫：飼い主が存在する猫
 - (2) うち猫：屋内のみで飼育されている飼い猫
 - (3) そと猫：屋外で飼育されている、または、屋外に出ることもある飼い猫
 - (4) 地域猫：地域の理解と同意のもと、住民が協力して地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、一代限りの生を全うさせる猫
 - (5) 飼い主のいない猫：地域猫を除くいわゆるのら猫



第1章 猫についての基礎知識

猫を適正に飼育し、人と猫が快適に暮らすためには、まず猫の特性や行動を知ることが必要です。

1 猫の生態と特徴

(1) 生態と習性

体重	3～5 kg	一般的な日本猫の成猫の値。 品種や性別によって多少異なる。
体長	30～65 cm	
体高	25～40 cm	
体温	38～39℃	
寿命	飼い主のいない猫は約4～5年と言われている。屋外は猫にとって病気や事故など危険が多く、寿命も短くなる。飼い猫の場合でも完全屋内飼育の猫のほうが外に出る猫に比べて長生きし、20年以上生きることもある。	

ア 夜行性

猫は本来夜行性の動物です。うち猫は飼い主の生活リズムに合わせて行動しますが、屋外で暮らす猫は夜に活動が活発になります。

イ 食事

猫は肉食の動物です。人や犬とは必要とする栄養素が異なり、自分の体で作ることの出来るビタミンの種類なども異なります。人と同じ食べ物ではなく、総合栄養食として市販されているキャットフードなどを中心に、猫に必要な栄養が管理されたエサを与えるのが良いでしょう。

ウ 狩りの本能

猫は元々小鳥やネズミ、昆虫などを捕まえて食べる動物です。動く物にすばやく反応し、飛びかかる習性を持っています。うち猫などエサを十分にもらっている場合は、虫などを捕まえても食べずにおもちゃにして遊んだり、飼い主に見せに来る場合があります。

エ 運動

猫は高い場所を好みます。これは獲物を狩るときや身の危険を感じたときに、高い場所に上っていた、野生時代の本能のなごりだと考えられています。猫にとって高い所は安全で安心な場所です。

屋内でも、キャットタワーや壁面に棚を作るなど昇り降りできる場所を作ってあげると良いでしょう。

オ なわばりとマーキング（スプレー行動）

個体差や周囲の状況により異なりますが、猫はおよそ半径500メートル程度のなわばりを持っており、樹木や建物などに顔やわき腹をこすり付けたり、爪とぎをしたりしてなわばりを主張します。特にオス猫は尿をスプレーのように飛ばしてマーキング（スプレー行動）をします。この行動は去勢手術によって軽減されます。

カ 爪とぎ

猫はなわばりを示すときや、気分を変えたいとき、また古い爪の表面をはがして新しい爪にするためなど、様々な理由で爪とぎをします。このため、そと猫は近隣の建物の柱や植木などで爪とぎをしてしまうかもしれません。うち猫は家具等を傷つける場合がありますので、家にお気に入りの爪とぎ板を置いてあげましょう。

キ 排泄

猫はきれい好きな動物です。排泄場所としてやわらかい砂地やそれに似た場所を好み、排泄物を埋めて隠す習性があります。自分の臭いがついた決まった場所に排泄するので、この習性を利用すれば簡単にトイレのしつけをすることが出来ます。トイレが汚れていると別の場所に排泄してしまうことがあるので、トイレは清潔に保ちましょう。猫の数より多めに用意するといいでしょう。

(2) 成長と繁殖

ア 猫の成長

産まれた直後	出産直後の体重は平均100g程度であり個体差はない。
生後1週間～10日	目が開く。陰囊の有無で性別がわかるようになる。
生後3～4週間	離乳が始まる。自力で排泄できるようになり、動きも活発になる。2週間を過ぎると乳歯が生え始める。乳歯（門歯・犬歯）は4週間目ごろに生え揃う。
生後1～2か月	親や兄弟、また犬などの異なる動物との接し方を、遊びを通して学習する時期。子猫の社会化には大事な時期で、人に慣れやすい猫になるかどうかは、この時期の経験が大きく影響すると言われている。
生後3か月	永久歯が前歯から生え始める。毛皮もふわふわした子猫のものから成猫の毛に変わっていき、体格も成猫に近づく。
生後4～5か月	成長の度合いにもよるが、繁殖能力を持ち始める前のこの時期に不妊去勢手術をするのが良いとされる。特にそと猫の場合は、この時期の手術が繁殖防止に効果的である。
生後6か月	永久歯の生え変わりが完了する。メスでは早ければ初めての発情が来る。
生後1年	体も十分大きくなり、成猫となる。
生後6年～10年	運動能力や代謝が衰え始め、肥満になりやすくなる。加齢に伴い、腎不全などの病気が現れ始める。
生後10年～	体力の衰えが見られるようになり、眠っている時間が増える。毛づくろいや爪とぎが十分にできなくなり、爪が伸びすぎてしまうこともある。

イ 猫の繁殖

(ア) 発情期の行動 (メス/オス)

a メス

メスは生後半年から1年以内に最初の発情を迎えます。一般的にメスは春先から夏ごろに発情しますが、飼育環境等によっては季節に関係なく年間を通して発情することもあります。

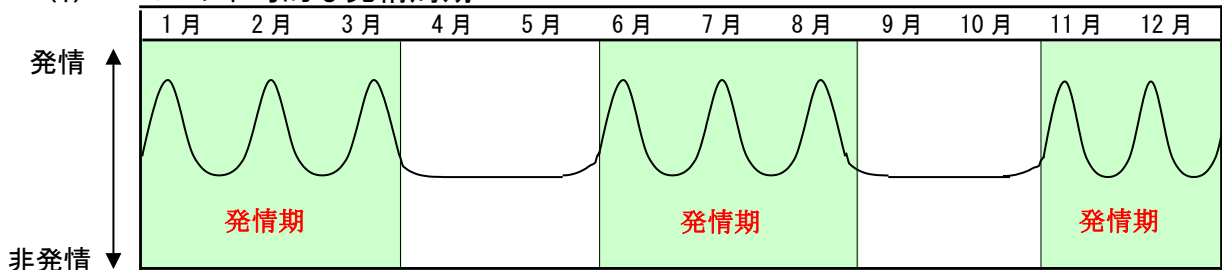
猫は交尾によって排卵が起こるので、高い確率で妊娠します。妊娠期間は約2か月で、1回に3～6頭の子猫を産みます。出産後1か月程で次の発情が起こり、子猫を育てている間に次の妊娠・出産をする場合もあります。このため、発情のタイミングによっては年3回以上出産することもあります。

発情期には特徴的な声で鳴いたり、伏せたまま腰を少し上げて足踏みをしたり、床を転げ回るなどの行動をします。完全屋内飼育の場合でも、発情期の鳴き声や臭いに反応して家の周囲にオス猫が集まってきてしまい、ケンカやスプレー行動をすることで、近隣とのトラブルになることがあります。不妊手術によりこれらの行動はほとんどなくなり、また、乳腺腫瘍や卵巣・子宮に関連する病気を予防することもできます。

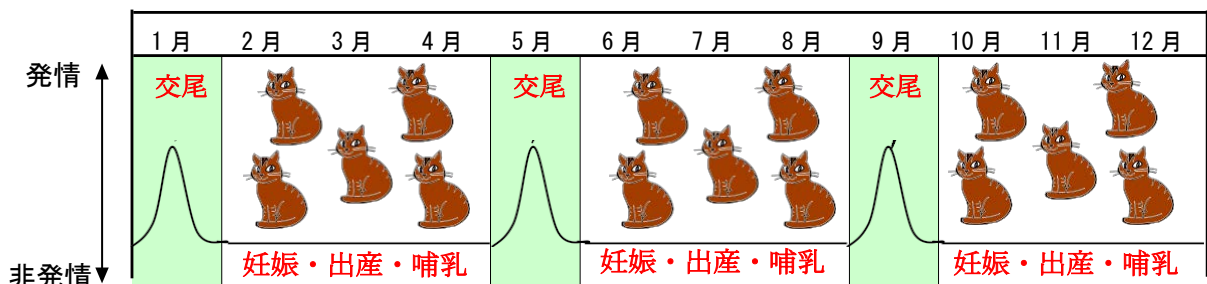
b オス

オスは1年中発情することが可能ですが、単独では発情せず、発情しているメスの声や臭いに反応して発情します。発情期のメスの周囲ではオス同士のケンカが増え、スプレー行動が多く見られるようになります。発情期の攻撃性やスプレー行動は、去勢手術によって多くの場合、消失や軽減が見られます。

(イ) メスの平均的な発情周期



1年間の出産の例



発情期の初期に交尾し、1回の出産で5頭の子猫が生まれたとする場合、1年間に3回出産が可能となり、1年で15頭もの子猫が生まれます。また、生まれた子猫は約半年で性成熟し、さらに次の世代が生まれます。

(3) 健康管理

ア 猫がかかりやすい感染症と予防

(7) 主な感染症の種類

猫ウイルス性鼻気管炎 (FVR)	咳、鼻水、くしゃみ、目ヤニ、発熱など風邪のような症状を示す。子猫や老齢の猫など、抵抗力の弱い猫では重症化して消化器症状や脱水症状を起こして死亡することもある。
猫カリシウイルス感染症 (FCV)	FVRと同様に風邪に似た症状を示し、FVRと混合感染することが多い。症状が進むと口内や鼻の周りに潰瘍を作る。子猫など抵抗力の弱い猫は肺炎を起こして死亡することもある。
猫汎白血球減少症 (パルボウイルス 感染症)	40℃近い高熱、嘔吐、下痢、血便などの症状を示し、脱水症状を起こす。血液検査で白血球の極端な減少が見られる。急激な症状の悪化が特徴で、子猫の場合は、1～数日で死亡することもある。
猫白血病 (FeLV)	感染すると白血病になることもあるが、多くの場合は白血病を発症せず免疫力が低下し、内臓疾患や流産・腫瘍などを引き起こす。感染した猫の一部は何も症状が出ずに持続感染するが、発症すると殆どが死亡する。子猫は発症率・死亡率ともに高い傾向がある。
猫クラミジア症	目ヤニを伴う慢性持続性の結膜炎が特徴。また鼻水・くしゃみ・咳などの症状を示し、気管支炎や肺炎などを併発して重症化すると、死亡することもある。母猫が感染している場合、子猫が肺炎を起こして生後数日で死亡する場合もある。
猫伝染性腹膜炎 (FIP)	腹水や胸水が溜まり呼吸困難を起こすタイプと、神経・眼・腎臓・肝臓などが侵されて体内に液体がたまらないタイプの2種類がある。食欲不振や発熱が続き、下痢・呼吸困難・貧血・神経症状(てんかん、性格の変化、異常な行動など)などさまざまな症状を示す。予防や治療がなく、発症すると死亡率はきわめて高い。
猫免疫不全ウイルス 感染症/猫エイズ (FIV)	感染から発症までの潜伏期間が約4～5年と長いのが特徴。発症すると、免疫力が低下し病原体に対しての抵抗力が弱くなり、様々な病気にかかりやすくなる。また、病気や怪我が治りにくくなり、体重の減少、下痢、リンパ節の腫脹、肺炎など様々な症状を示す。約半数に口内炎や歯肉炎など口腔疾患がみられ、末期になると様々な病気を併発し、死亡する。

(イ) 予防法

主な感染症の原因となるウイルスは、屋外で暮らす猫が保有していることが多く、猫同士の接触やケンカなどで感染します。ワクチン接種に加え完全屋内飼育をすることで、感染のリスクを大幅に減らすことが出来ます。

一般に接種する混合ワクチンには以下のような種類があります。

	3種ワクチン	4種ワクチン	5種ワクチン	単体
猫ウイルス性鼻気管炎（FVR）	○	○	○	×
猫カリシウイルス感染症（FCV）	○	○	○	×
猫汎白血球減少症（パルボウイルス感染症）	○	○	○	×
猫白血病（FeLV）	×	○	○	○
猫クラミジア症	×	×	○	×
猫免疫不全ウイルス感染症/ 猫エイズ（FIV）	×	×	×	○
猫伝染性腹膜炎（FIP）	現在、この病気を完全に予防できるワクチンはありません。予防には屋内飼育（ウイルスを持っている猫との接触を避ける）が有効です。			

子猫は母猫の初乳を飲むことで親から免疫抗体を譲り受けます。この抗体の効果が続くのは約2～3か月間で、この期間を過ぎると譲り受けた抗体が減り、病気への抵抗力が低下していきます。そこで感染症に対するワクチンの接種が必要となります。母猫からの抗体が十分残っているうちは、ワクチン接種をしても子猫自身の抗体が増えず効果が低くなるため、ちょうど譲り受けた抗体がなくなってきた頃に接種するのが効果的です。

一般的にワクチンは生後2か月ごろに1回目、生後3か月ごろに2回目の接種を行い、その後は毎年1回接種を行います。動物病院によっては1年目に3回接種を行う場合もあるので、かかりつけの病院に相談してみましょう。完全屋内飼育ならばワクチン接種は必要ないと考えられる人もいますが、ウイルスが飼い主の靴や衣服に付着して家の中に持ち込まれ、猫に感染する場合があります。ワクチンはきちんと定期的に接種しましょう。

イ 寄生虫症

猫に感染する寄生虫には猫回虫や耳ダニ、ノミなどがありますが、屋外で暮らす猫との接触を避け、きちんと予防すればほとんど問題になることはありません。そと猫は、他の猫との接触や、ノミやダニが多く生息している場所に行

くことで感染することがあります。

ウ 食品を原因とする中毒等

人が食べる食品で、猫には毒性があるものがあります。猫が間違っ
て食べてしまわないように気をつけましょう。

〈与えてはいけない食品の例〉

チョコレート ココア	カカオに含まれるカフェインやテオブロミンという成分により、不整脈や呼吸困難、心不全などを引き起こす。
ネギ類 ニンニクなど	ネギ類に含まれる硫化アリルなどの成分が、猫の赤血球を壊し、貧血を引き起こす。この成分は加熱しても壊れないので、ネギ類が含まれる料理やエキスの入った調味料などにも注意が必要。
生の豚肉	トキソプラズマという寄生虫に猫が感染する可能性がある。猫から人へ感染することもあるため、注意が必要。

エ 異物の誤食

小さな異物を猫が間違っ
て食べてしまうことがあります。特にリボンや毛糸などひも状のものを食べてしまうと、胃や腸に引っかかり傷つけてしま
い、食欲不振や吐き気などの症状が出たり、酷い時には腸が切れてしまうこ
ともあります。屋内ではごみ箱等は猫がいたずらできないような対策をする
とともに、誤食する危険のある物がないか、こまめに部屋の中を点検しまし
ょう。猫のおもちゃも遊んだら片付けるよう心がけましょう。

オ かかりつけの動物病院について

猫の健康を守り、長く一緒に暮らしていくためには、かかりつけの動物病
院を決め、定期的・持続的に病院とのかかわりを持つことが重要です。かか
りつけの病院があることで、急な病気や事故の場合にもその猫の事をよく理
解した適切な治療を受けることができます。

2 人と猫のかかわりの歴史

猫はいつから人と共に暮らすようになったのでしょうか？

振り返ってみましょう。

紀元前 2000～3000 年頃	エジプトでリビアヤマネコを飼い慣らしたのが飼い猫の始まりと考えられている。穀物を狙うネズミ等を退治する猫は、エジプトの人々に大切に飼われていた。
550 年頃	古代エジプト人が飼い慣らした猫は世界中に広まり、やがてインド・中国・朝鮮半島を経て日本に渡ってきた。奈良時代に仏教の伝来と共に、経典がネズミにかじられるのを防ぐために一緒に船に乗ってきたと言われている。
800 年頃	平安時代には、貴族たちが唐（中国）から猫を愛玩動物として輸入することが流行した。当時は貴重な生き物だったので、猫は屋内で飼われることが多かった。
1200 年頃～1700 年頃 （鎌倉時代～江戸時代）	鎌倉時代には一般の人にも飼われるようになり、つながれて飼われている様子が絵画にも描かれている。江戸幕府が開かれる 1 年前に『猫をつないで飼ってはいけない』とのお触れが京に出され、徳川綱吉の時代には『生類憐みの令』で猫をつないで飼う事と売買が禁止されたため、このころから外で暮らす猫があらわれた。
1800 年代後半 ～1900 年代前半 （明治時代～大正時代）	ネズミについてのノミが媒介して人に感染するペストの大流行が起り、ペスト予防のためにネズミ退治用の猫を家庭で飼うようになった。しかし、ペストの流行が収まると猫の存在はあまり重要ではなくなり、捨てられて外で暮らす猫が増えていった。
1900 年代後半～	昭和 25 年 8 月に狂犬病予防法が施行され、犬については登録・予防注射を接種して飼う事などが義務付けられた。これにより野良犬が減少し、外で暮らす猫は安心して町を徘徊できるようになり、数が増えていった。
最近の猫たち	近年のペットブームに伴い、多くの猫がペットとして飼い主との良好な関係を築いている。ところが犬とは違い、飼い主のいない猫や家と外を自由に行き来する猫を適正に管理する法律がないため、屋外で暮らす猫が増え続けている。それに伴い排泄物や鳴き声、器物被害などが多発し、問題となる地域も増加しつつある。

第2章 猫との共存の道を考える

猫は、ともに暮らす人の毎日に潤いを与えてくれる素晴らしい存在になりますが、一方で飼い方に注意を払わないと、思わぬ問題の原因になってしまうこともあります。

人と猫が、快適に暮らしてゆくために、注意すべき点を考えてみましょう。

1 飼い猫について…猫の生態や習性に合った飼い方をしましょう

愛らしい魅力いっぱいの猫を飼ってみたい…しかし、飼う前に考えてほしいことがあります。

猫を飼うということは、飼い主がその猫の一生について責任を持ち、最期まで世話をするということです。そして、飼い主は猫の行動について適切に管理し、周囲に迷惑をかけないようにしなければなりません。そのために重要なのが**屋内飼育**（飼い主が猫の行動を把握できる屋内で飼うこと）と**終生飼育**（最期まで責任を持って飼うこと）です。

飼い主の飼育管理が適正でなければ、猫の糞尿や鳴き声、毛や臭いなどが、様々な近隣トラブルの原因となります。近隣に迷惑が掛からないよう、屋内で飼育し、糞尿の始末や臭気対策、防音などを心がけてください。そして、近隣の方々に猫の飼育について理解を得られるよう、日頃からコミュニケーションを取るよう心がけ、良好な関係を築きましょう。また、猫は20歳近くまで長生きをすることもあり、介護や通院が必要になることもあります。最後まで飼い主が責任を持って飼えるよう、猫が高齢になる前に、色々な情報を集めて準備をしておきましょう。

また多数の猫を飼育する場合には、飼い主自身が、飼育に係る費用の負担や日頃の猫の飼育管理に責任を持てる範囲を自覚し、それを超えない頭数にしましょう。

(1) これから猫を飼う人へ

ア 飼う前に考えたいこと～本当に飼えますか？～

これから猫を迎える前に、猫の生態や習性を理解し、本当に飼い続けることができるのかということを、必ず確認しましょう。

イ 猫を飼う前に確認すべきこと～すべてを考えてみましょう。～

□ 猫の生態や病気について知っていますか？

猫を飼うことが自分のライフスタイルに合うかどうかよく考えましょう。そのためには猫という動物についてよく知っておく必要があります。猫の基礎的な知識については第1章を参考にしてください。

□ 住居は動物を飼うことができる環境ですか？

猫を飼うことができる住居であることは必要不可欠です。賃貸住宅や集合住宅の場合は「ペット可」かどうか確認しましょう。また、転

居などの可能性がある場合には慎重に考えましょう。

□ **屋内飼育できますか？**

都市化の進んだ横浜市において、屋外は猫にとって危険がいっぱい
です。また、糞尿や猫の行動などで近隣とのトラブルになることもあ
ります。このような危険やトラブルを避けるため、屋内飼育をしまし
よう。

□ **家族の同意を得ていますか？**

家族の同意は得ていますか？また、家族にアレルギー体質の人がい
る場合には、猫のフケや毛、排泄物などにアレルギー反応を起こす可
能性があります。飼う前に医師に相談しましょう。

□ **家に猫を迎える準備はできていますか？**

エサ、トイレ、爪とぎ板、首輪、キャリーバッグ、おもちゃなど用
意し、猫が昇り降りできる柵やキャットタワー、落ち着ける寝床や隠
れ場所を作ってあげましょう。また、外へ飛び出さないよう逃走防止
の柵など設けましょう。

□ **この先、猫にかかる費用は負担できますか？**

エサ代、ペット用品代、健康管理費等、猫を飼うには多くの費用が
掛かり、さらに、猫が高齢になれば、介護費用、通院代なども掛かり
ます。これらの費用を負担できるかよく考えてみましょう。

□ **最期まで飼うことができますか？**

猫は十数年以上生きます。飼い主自身が十数年後はどうしているか、
またその時に猫の介護や通院が必要になっても猫を最期まで世話をす
ることができるか考えてみましょう。代わりに世話を頼める人がある
と安心です。

(2) 猫を飼っている人へ

ア 飼い主として守るべきこと

屋内飼育、終生飼育をすることはもちろん、他にも飼い主として猫のため
にすべきことがあります。

(7) 健康管理

適切なワクチン接種や駆虫薬の投与により、感染症や寄生虫を予防しまし
よう。また、動物病院で定期的に血液検査や糞便検査などを受けましょう。

猫は高齢になると慢性腎不全などの病気にかかりやすくなります。猫が健
康に過ごせるよう、日頃から様子を良く観察し、食事管理などにより病気を
予防しましょう。

タバコの副流煙は人だけでなく一緒に暮らす猫の健康にも悪影響を与え
る可能性があります。受動喫煙の害に気をつけてください。

(イ) 不妊去勢手術

飼い主が気付かないうちに猫が屋外へ出て、交尾をしてしまうことがあります。猫は一回の出産で3～6頭の子猫を産みます。これだけの数の猫の新しい飼い主を見つけることは容易ではありません。発情期の近隣トラブル防止や生殖器系の病気の予防のためにも、繁殖をさせる予定がなければ不妊去勢手術をしましょう。繁殖させるのは、飼い主自身が全ての子猫のもらい手を探すことができるか、全て飼うことができる場合に限りましょう。

(ウ) 逃走防止

屋外では事故やケンカに巻き込まれたり感染症にかかったりする他、近所で様々なトラブルが予想されます。猫が外に出てしまわないよう、扉や窓にはロックをかけ、逃走防止の柵などを設けましょう。

(I) 首輪やマイクロチップ

万が一迷子になってしまった時のために、首輪を着けて飼い猫であることを示すとともに、必ず迷子札やマイクロチップなどを装着し、飼い主の連絡先が分かるようにしましょう。災害時の対策としても大変有効です。

(オ) 近所づきあい

飼い主は、周辺に迷惑をかけないように適切に飼育管理していることや猫の習性・特徴などを、近隣にお住まいの方などに、積極的に伝え、理解を得るようにしましょう。

そして、適切に飼育管理すれば人と猫は、一緒に快適に生活できる存在であることを伝えましょう。

イ 万が一の心得～不測の事態に備えて

(7) 災害への対策

災害時には、猫を連れて避難しなければならない場合もあります。その場合は地域防災拠点などの避難所で生活をするようになる可能性もあり、人も動物も普段と違う厳しい環境で過ごすため、相当のストレスがかかります。飼い猫が避難先でトラブルの原因にならないよう、日頃から準備を整えておきましょう。

a 人間用の備蓄とともに、キャットフード、水、薬（環境省のガイドラインでは最低5日分《できれば7日以上》）としています。）やペットシート、糞尿処理道具などを備蓄しておきましょう。

b 地域防災拠点などの避難所へ同行避難した場合、動物の飼育管理は飼い主が行います。「飼い主の会」をつくるなどして、区の災害対策本部や各防災拠点の運営委員会と連携し、平常時から訓練やルール作りをし

て、いざという時のために備えましょう。

- c 避難するときに使用するキャリーケースなどを準備し、日頃から猫が抵抗なく入るよう練習をしておきましょう。
- d 猫は驚くと狭い物陰に隠れることが多いため、普段からお気に入りの隠れ場所を把握しておきましょう。また日頃から迷子札やマイクロチップを装着し、万が一猫の行方がわからなくなった場合に備えましょう。
- e 避難先での飼育管理を適切に行えるよう、普段からトイレのしつけをし、ワクチン接種や寄生虫予防、抜け毛や臭いの対策などをおきましょう。
- f 不妊去勢手術をしておくことで避難先での発情行動やストレスを軽減できるとともに、思いがけない繁殖を防ぐことができます。
- g 飼い猫の写真やワクチンの接種記録、服用薬の情報などを記載した飼育手帳を作っておくと、捜索や避難先での飼育管理に役立ちます。
- h 飼い主自身で世話ができなくなることを想定して、飼い猫が慣れている預け先（親戚、友人など）を探しておきましょう。

※ 災害時の横浜市の取り組みについては「災害時のペット対策（横浜市健康福祉局健康安全部動物愛護センター平成 23 年 5 月発行 令和 3 年 3 月改訂）」をご覧ください。

(イ) 飼い主自身の状況の変化

動物の飼い主として、終生にわたり飼育をすることが大原則です。しかし十数年以上生きる猫を飼うのですから、途中で飼主自身が病気にかかったり、事故にあったりする可能性もあります。また、住宅事情や家族構成の変化など、飼い主と猫を取り巻く様々な状況の変化が想定されます。

どんな状況になっても対応できるよう、何かあった場合に自分に代わって猫を世話してくれる人を見つけておきましょう。

『飼えなくなったからと言って動物を捨ててはいけません。』

必ず、新しい飼い主を見つけるようにしましょう。

2 飼い主のいない猫について・・・ルールを守って世話をしましょう

飼い主のいない猫が関係する近隣トラブルを見たり、聞いたりしたことはありませんか。猫によるトラブルを最小限に抑えるためには、「地域の中で、飼い主のいない猫との関わり方に一定のルールを決める」ことがポイントです。ルールは、猫が暮らすエリア内で、猫に関係する人が共有し、守ることができる内容であることが大切です。また、飼い主のいない猫は、自由気ままで一見幸せそうにみえますが、暑さや寒さ、交通事故や感染症など、多くの危険の中で生きています。可能ならば、その猫を飼い猫として育てることを考えてみてください。

ここでは、人と猫とが快適に暮らしていくための、最低限のルールについて見ていきましょう。

(1) エサについて

最近の猫は、ネズミなどを捕まえなくても、人にエサをもらったり、ごみを漁ったりして、食べものを手に入れられるようになりました。

見方を変えると、猫がその場所で生きているという事は、何らかの形で人がエサを与えていると言うことができます。

このことから、エサに関するトラブルは、人が積極的に関わって解決する必要があります。

ア ごみ置き場

ごみを出す曜日や時間を守り、ごみは必ずネットをかけるなど猫が侵入できないようにしましょう。

イ エサ場

(ア) 設置について了承を得る

エサ場を設置することについて周辺の方の了承を得ましょう。特に私有地や公有地等でエサを与える場合は、その土地の所有者や管理者などに十分に説明し、あらかじめ了承を得ておくことが大切です。私有地等に無断で立ち入ると、不法侵入になるおそれがあります。

(イ) 周辺の安全確認を行う

エサ場が道路の近くや駐車場にあるため、猫がひかれてしまったという事例があります。エサ場は少しずつ移動させることもできます。猫が安心して食事できる環境を整えましょう。

ウ エサの与え方

(ア) 清掃管理・清潔保持

エサは絶対に放置せず、「給餌の時間を決めて、集まった猫だけに適量

を」与えましょう。エサの放置による悪臭や害虫の発生は、付近を不衛生にするほか、近隣の人を不快な思いにさせます。

(1) 周辺の人々の理解を得るために

エサ場には猫が集まるため、周辺の人々も注目します。「エサ場と、その周辺はきれいに」を厳守しましょう。特にエサ場周辺の管理の良し悪しが、猫たちが地域に受け入れられるかどうかの重要なポイントになります。

(2) トイレについて

「猫が家の敷地内にフンや尿をするので、臭くてたまらない。」といった糞尿を原因とするトラブルが多数起こっています。

猫はエサ場では排泄せず、その周辺で排泄することが多いようです。エサ場がきれいだからと安心せず、その周囲にも目を向けて点検し、清掃を行いましょう。

ア トイレの設置と管理

(ア) トイレの設置場所の土地の所有者、管理者の了承を得ましょう。

(イ) エサ場の近くに猫用のトイレを設置しましょう。

(ウ) 猫はきれい好きで、汚れたトイレでは排泄しなくなります。排泄物は速やかに片付け、トイレを清潔に保ちましょう。

イ 周辺の清掃活動

どうしてもトイレを設置できない場合には、エサを与えた後、30分～1時間後に、エサ場の周辺の清掃を行いましょう。

(3) 猫の数を増やさないために

「最近、近所で、のら猫をよく見かけるようになった。」「知らないうちに縁の下で子猫が産まれた。」という話を聞くことが少なくありません。

不妊去勢手術を行い、みだりな繁殖の防止に努めるほか、飼い主を探して飼い猫にすることで、飼い主のいない猫を無くしていきましょう。

屋外で暮らす猫の寿命は、4～5年とされています。飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、ゆっくりではあるものの確実に数は減っていくと考えられます。また、不妊去勢手術には、性質がおとなしくなる、行動範囲が狭くなる、発情期の鳴き声やマーキングが抑えられる等の効果があるとされています。

ア 不妊去勢手術を行う場合の注意

(ア) 地域にどんな猫がいるか個体を把握しましょう。

(イ) 月齢や健康状態、雌雄の別などを考慮して、どの猫を優先的に手術すべきなのか判断し、手術をしましょう。

(ウ) 手術のために猫を捕獲するときは、誤って飼い猫を手術することがない

ように、近隣の人に注意喚起しましょう。

- (E) 手術の際は不妊去勢済であることが地域の方も外見で判るよう目印をつけてもらいましょう。(耳先カットなど)

イ 飼い猫にする場合の注意

(ア) 人に慣れた猫は既に飼い主がいる場合があるので、首輪の跡がないか等、よく確認しましょう。

(イ) 飼ってくれる人に、その猫の性格や経過などを伝え、終生かわいがってもらえるよう配慮しましょう。

「のら猫を手術してあげたいけれど、捕まえることができない。」「飼い猫にできそうな猫がいるけれど、飼い主になってくれる人が探せない。」という場合には、猫の慣らし方や、捕獲の仕方を教えてくれたり、飼い主探しに協力をしてくれる動物病院や動物関係団体もあるので、相談してみましよう。

(4) 地域での協力について

ア 相互理解をこころがける

猫の世話をする人、猫の行動で困っている人、さらに猫問題に関心の無い人など様々な考えの人を交えて、十分に話し合う機会を持ち、互いの考えを理解することが大切です。

イ グループを作り協力して世話をする

猫の世話をする場合、協力してくれる人とグループを作り活動することで、ひとりひとりの負担が軽減されます。

また、世話をしている人が何らかの事情で世話ができなくなっても、猫だけが取り残されるという状況を避けることができます。

ウ 地域の環境問題として考える

飼い主のいない猫を原因とする問題は、猫の世話をする人だけが考えればよいのでしょうか。

飼い主のいない猫が増えた原因は、みだりな繁殖や飼育放棄など猫の飼い主の無責任な行為にあります。そして、被害が顕在化するのには、都市化が進み住宅が密集しているという横浜の地域特性によるところが大きいようです。

これらを考え合わせると、飼い主のいない猫を原因とする問題は、地域の環境問題であるにとらえて取り組む必要があります。

エ 地域猫活動

飼い主のいない猫を原因とするトラブルの解決方法の一つです。世話をする人達や世話をする猫を明確にし、その地域にあった活動のルールを作ります。

そのルールに従い適切に飼育管理を行うことで一代限りの生を全うさせ、トラブルの減少や将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とした活動です。

飼い主のいない猫への対応が地域の環境問題であるという共通認識を持って、猫の世話をする人、地域住民、区役所等行政機関が協働して、猫が嫌いな人にも理解が得られるよう配慮しながら取り組むことが重要です。

(7) 活動の効果

地域猫活動では、地域で決めた場所でエサや水を与え、排せつ物の処理や周辺の清掃なども協力して行うことで、周辺の環境保全を図ることができます。

また、地域が協力して猫の不妊去勢手術を行うことで、発情期の行動を軽減し、繁殖を防ぐことができます。

飼い主のいない猫を排除するのではなく、地域住民が飼い主のいない猫との共存を目指して地域猫活動を実施することで猫の世話が適切に行なわれ、頭数を減少させていくことが可能となり、地域の環境問題の解決につながります。

(1) 活動の取り組み

活動内容の詳細を地域で決めるために、以下の手順で、取り組みをすすめてみましょう。

- a 飼い主のいない猫を原因とした地域トラブルの把握
- b 地域住民の理解と同意
- c 猫の実態把握
- d 活動のルール作り
 - (a) 猫が嫌いな人や猫の行動に困っている人にも配慮し、実施地域にふさわしいルールを作ります。
 - (b) 活動のルールは、地域内で協力してくれる人達が、無理なく活動を継続できるように、役割分担や日程などを考えて作ります。
 - ・ 不妊去勢手術を必ず実施します。
 - ・ エサの与え方のルールを決めます。
 - ・ 猫用トイレを設置します。
 - ・ 世話をしている猫の個体把握をします。(猫台帳の作成など)
 - ・ 新しい飼い主を探します。

※地域猫活動を実践するには「横浜市猫の適正飼育ガイドライン別冊 地域猫活動」を活用してください。

第3章 役割分担

人と猫との調和がとれた共生社会を目指すためには、行政、市民、地域等、それぞれ異なる立場の人が、猫に関わる問題を解決するために協働して取り組むことが重要です。

1 行政

(1) 相談の受け付け

区生活衛生課は市民から寄せられる相談や苦情の窓口になるだけでなく、地域の求めに応じ地域と連携して問題を把握するとともに、猫との関わりが異なる住民同士のコミュニケーションの場づくりや地域の実情に合わせた解決への取り組みを支援します。

さらに、猫の屋内飼育の推奨など、飼い主へ適正飼育の啓発を行うほか、屋内飼育がすぐに行えない場合には、トイレの設置や不妊去勢手術の実施など適切な飼育方法について情報提供を行い、トラブルの減少に努めます。

(2) 不妊去勢手術の推進

飼い主のいない猫を減少させるため、不妊去勢手術費用の一部助成等を行うことにより、公益社団法人横浜市獣医師会と連携して不妊去勢手術を推進します。

(3) マイクロチップ装着の推進

逃走時の早期返還や遺棄防止のため、飼い主を明らかにする有効な方法であるマイクロチップ装着を、公益社団法人横浜市獣医師会の協力のもと装着費用の一部助成等を行うことにより推進します。

(4) 傷病猫等の保護・収容

区生活衛生課が受付窓口となり猫の収容を行います。そのほか事故等で負傷した猫は、公益社団法人横浜市獣医師会と連携して保護・収容を行います。

その後は、動物愛護センターで可能な限り譲渡を行います。

(5) 動物愛護精神の普及啓発

様々な機会をとらえて本ガイドラインを市民に配布し、猫の適正飼育を推進します。また、区生活衛生課や動物愛護センター主催による講習会等を開催するとともに、教育関係機関や動物愛護団体等と連携を図り、動物愛護精神と猫の適正飼育の普及啓発に努めます。

2 市民

猫を屋内で飼っている方や屋外で世話をしている人、また猫が嫌いな人や、猫の糞尿等で困っている人など、猫との関わり方や猫に対して抱く感情は人それぞれです。そのため猫のトラブルを解決するためには、自分の考えを主張するだけでなく、他の人の考えにも耳を傾け、理解に努めることが大切です。

(1) 飼い主

近隣とのトラブルを避けるためにも屋内飼育に努めましょう。そのためには猫の習性や行動を知り、ストレスにならない屋内での飼育をすることが大切です。また、命ある動物の飼い主としての自覚を持ち、必ず終生飼育をしましょう。

(2) 世話をしている方

屋外で暮らしている猫は、糞尿や鳴き声などによりトラブルの原因になりやすいため、世話をする場合は注意が必要です。エサのあげ方などを適切に行わなければ、周りの方に迷惑がかかるだけでなく、猫が嫌われてしまうかもしれません。周りの人のことも考えながら世話をすることが大切です。

3 地域

猫のトラブルがあった場合、個人で解決するのは難しい場合があります。そのため猫の問題を地域の環境問題としてとらえ、共有することが解決への糸口になります。地域ごとに猫の問題の解決策はさまざまです。猫に対しての考え方や感情、関わり方が異なる住民同士がコミュニケーションをとることができる場を設け、その地域の実情に合わせた形で解決方法を考えることが大切です。その一つの方法として「地域猫活動」(P16(4)エ 地域猫活動を参照)があります。

第4章 猫に関する法令・組織

1 法律・条例など

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和48年10月1日法律第105号）

最終改正：令和元年6月19日法律第39号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵（かん）養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び管理については、当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（地方公共団体の措置）

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を

改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所に立ち入り、飼養施設、その他の物件を検査することができる。
- 7 都道府県知事は、市町村(特別区含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第四章 都道府県等の措置等

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生じるおそれがないと認められる場合その他」と読み替えるものとする。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文(前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。)の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第四章の三 犬及び猫の登録 (令和四年六月一日から施行)

(マイクロチップの装着)

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日(生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに、当該犬又は猫にマイクロチップ(犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号(個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。)を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に当該するときは、この限りではない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するように努めなければならない。

(取り外しの禁止)

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

(登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日

- 二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けていないものを取得した犬猫等販売業者
当該犬又は猫を取得した日
- 2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地
 - 二 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 3 登録を受けようとする者（第一項第一号に掲げる者に限る。）は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。
- 4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明書（以下この章において「登録証明書」という。）を交付しなければならない。
- 5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。
- 6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。
- 7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

（変更登録）

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならない。

- 二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する

- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
 - 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる
 - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属するもの

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑
- 二 第四十四条又は第四十六条から前条まで各本条の罰金

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 1 号)

最終改正：令和 3 年 4 月 1 日環境省令第 8 号

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待のおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

(3) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（平成 18 年 3 月 15 日条例第 17 号）

最終改正：令和 2 年 3 月 3 日条例第 13 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）の規定に基づく必要な措置その他動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養又は保管をする動物では乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の飼養又は保管をする者をいう。
- (3) 施設 動物の飼養又は保管をするための工作物をいう。

（市の責務）

第 3 条 横浜市（以下「市」という。）は、動物の健康及び安全の保持、動物が人に迷惑を及ぼすことの防止、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止等のため、動物の愛護並びに適正な飼養及び保管に関する普及啓発その他の施策を行うよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、市が法及びこの条例の規定に基づいて行う施策に協力しなければならない。

（飼い主等の責務）

第 5 条 飼い主（実質的に飼い主と同一視される者を含む。以下この項において同じ。）は、動物の習性、生理等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をしなければならない。

- 2 動物の所有者は、当該動物について終生にわたり飼養をするよう努めなければならない。（後略）
- 3 動物の所有者は、当該動物を終生にわたり飼養をすることが困難となった場合には、適正に飼養をすることができる者に当該動物を譲渡

するよう努めなければならない。

- 4 動物の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、当該繁殖を防止するため、不妊手術、去勢手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、当該動物には、首輪、名札、マイクロチップ等により、当該所有者の氏名、電話番号その他連絡先を明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 犬又は猫の飼い主は、当該犬又は猫に適切な方法でしつけを行うよう努めなければならない。
- 7 猫の飼い主は、原則として、当該猫を屋内で飼養をするよう努めなければならない。
- 8 猫を屋外で飼養をする場合には、当該猫の排せつ物その他の廃棄物の適正な処理その他周辺環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。
- 9 動物の飼い主は、地震、水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における動物の適正な飼養のための準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(動物の飼い主の遵守事項)

第7条 動物の飼い主(第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項にあっては、動物取扱業者を除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況、健康状態等に応じて、適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 動物の種類、発育状況、習性等に適した施設を設けること。
- (3) 動物の鳴き声、動物の排せつ物等による悪臭、動物から飛散する羽若しくは毛又は多数の昆虫の発生により人に迷惑を及ぼすことのないように飼養又は保管をすること。
- (4) 動物が道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷することのないように飼養又は保管をすること。
- (5) 施設の内外の清掃を定期的に行うとともに、動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。
- (6) 動物が逸走した場合には、自らの責任において捜索し、収容するよう努めるとともに、速やかに保健所その他関係機関に連絡するよう努めること。
- (7) その他動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養

又は保管をすること。

(勧告及び命令)

第 17 条 市長は、第 7 条(第 1 項第 6 号を除く。)の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことについて勧告することができる。ただし、法第 25 条第 2 項の規定に基づく勧告ができる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 動物を係留すること。
- (2) 動物に口輪等をつけること。
- (3) 施設を設置し、又は改善すること。
- (4) 動物の殺処分をすること。
- (5) その他動物の管理上必要な措置

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主、動物取扱業者その他の関係人から必要な報告を求め、又は指導員に施設その他動物の飼養若しくは保管に関係のある場所(人の居住する建物を除く。)に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(横浜市動物適正飼育指導員)

第 20 条 市は、法及びこの条例の規定による動物の愛護及び管理に関する指導、取締り等を行わせるため、法第 37 の 3 条第 1 項の規定に基づき、横浜市動物適正飼育指導員を置く。

2 指導員は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示するものとする

(横浜市動物適正飼育推進員)

第 21 条 市長は、法第 38 条第 1 項の動物愛護推進員として、横浜市動物適正飼育推進員を委嘱する。

2 組織

(1) 人と動物との共生推進よこはま協議会

人と動物とが共に快適に暮らせる環境づくりを目指し、横浜市の動物行政推進の基本的事項及び動物愛護センターの事業計画に関する事項を検討するため、附属機関として設置されています。

協議会委員は

ア 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体の代表

イ 横浜市獣医師会の代表

ウ 動物取扱関係団体の代表

エ 学識経験者

オ 公募市民

で構成されています。

(2) 横浜市動物適正飼育推進員

横浜市では動物の適正な飼育の推進を目的に地域に密着した活動を行う動物適正飼育推進員を委嘱しています。

動物適正飼育推進員は飼い主や屋外で猫の世話をしている人に対して飼育相談や適正飼育の方法、不妊去勢手術の助言を行うだけでなく、猫に困っている人や自治会からの相談をうけるなど、行政と協力して問題の解決を図ります。

また行政主催のイベントや広報活動において、行政や獣医師会と協力して動物愛護に関する普及啓発活動を行います。

(3) 公益社団法人 横浜市獣医師会

人と動物が共存・共生できる社会の構築及び動物愛護の普及啓発や動物福祉の向上をはかるため、動物の健康や福祉、公衆衛生の向上、食の安全の確保など、多岐にわたる活動を行っています。

また、保護収容されたケガをしている飼い主不明の犬猫の治療及び不妊去勢手術やマイクロチップ装着の推進に向けた取り組み等について横浜市に協力していただいています。

災害時ペット対策においても、横浜市災害時動物愛護救援本部の中核的な役割を担います。

地域猫活動



横浜市

目 次

地域猫とは	33ページ
地域猫活動とは	
1 猫に関わるトラブルの現状	33ページ
2 地域猫活動の効果	34ページ
3 地域猫活動の役割	34ページ
(1) 市民の役割	
(2) 飼い主の役割	
(3) 地域の役割（自治会町内会及び最少住民組織の班、グループなど）	
(4) 区役所等行政機関や協力市民の役割	
4 地域猫活動の取り組み	36ページ
(1) 地域トラブルの把握	
(2) 地域住民の理解と同意	
(3) 猫の実態把握	
(4) 活動のルール作り	
(5) 不妊去勢手術の実施	
(6) エサ場の設置	
(7) 猫用トイレの設置	
(8) 個体の把握	
(9) 新しい飼い主探し	

地域猫活動

(飼い主のいない猫問題解決の一つの方法)

飼い主（所有者・占有者）のいない猫（以下「飼い主のいない猫」という。）を原因とするトラブルを防止、解決するための方法の一つに、地域住民の理解と同意を得ながら行う「地域猫活動」があります。

地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

(環境省 「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」より)

地域猫活動とは

市民、飼い主、地域、区役所等行政機関がそれぞれの役割のもと、協働して猫が嫌いな人にも理解が得られるよう配慮し、飼い主のいない猫への対応が地域の問題であるという共通認識を持って、トラブルを減らしていく方法の一つです。本ガイドラインに沿ったルールの中で、地域猫を飼育管理したり、新しい飼い主を探したりする活動により、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

1 猫に関わるトラブルの現状

都市部の住宅密集地である横浜市では、飼い主のいない猫や、そと猫による、糞尿やごみ漁り、また、飼い主のいない子猫の増加などが原因で、地域でのトラブルになることがあります。また、無責任な飼い主が引越し等の理由で飼い猫を置いていくことなども問題となっています。

これらのトラブルを解決するために、まず飼い猫については、飼い主が屋内飼育やトイレのしつけなどを徹底することが重要です。また、飼い猫を捨てることは犯罪であることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。

飼い主のいない猫については、エサを与えなければ解決すると言われることもあ

りますが、エサ場を失った猫は、その場から離れても、近隣の別の場所でごみを漁るなどの新たなトラブルを発生させます。問題を解決するためには、猫がいる場所だけではなく猫が行動するエリアを考え、「地域の環境問題」ととらえる必要があります。

2 地域猫活動の効果

地域猫活動では、地域で決めた場所でエサや水を与え、排せつ物の処理や周辺の清掃なども協力して行うことで、環境保全を図ることができます。

また、猫の不妊去勢手術を行うことで、繁殖を防ぎ、多くの場合発情期の行動を消失または軽減することができます。

ただ単に飼い主のいない猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫を地域の人たちが認知し、良好な環境を目指す地域猫活動を実施することで、猫の世話が適切になされ、頭数の減少が可能となり、地域の環境問題の解決につながります。

3 地域猫活動の役割

飼い主のいない猫に関わるトラブルを、地域の環境問題としてとらえ解決していくためには、市民、飼い主、地域、区役所等行政機関がそれぞれの役割のもと、協働で取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割

ア 猫にエサをあげている人

かわいそうだからとエサだけを与える行為は、周辺の人達に迷惑をかける結果となります。地域の人達に理解を得た地域猫活動を目指してください。

イ 猫で困っている人

飼い主のいない猫を排除しようとするだけではなく、猫が命あるものであることを尊重していただき、地域で世話をする猫への理解と、飼い主のいない猫を減らしていく活動のご協力をお願いします。

(2) 飼い主の役割

猫の飼い主やこれから飼おうとしている人は、「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」第2章に示す方法によって飼育しましょう。特に地域に迷惑をかけないように、次のことを守ってください。

ア 屋内飼育を徹底すること

イ 最後まで責任を持って飼育すること

ウ 不妊去勢手術をすること

エ 飼い主の連絡先がわかる迷子札、マイクロチップなどを装着すること

オ 適切に飼育できる頭数にすること

(3) 地域の役割（自治会町内会及び最少住民組織の班、グループなど）

- ア 地域でよく話し合い、地域のトラブルの状況を把握します。
 - イ 地域が地域猫の趣旨を十分に理解し、地域の活動実施に関する理解と同意を確認します。
 - ウ 地域猫の活動が地域に受け入れられるように周知を図ります。
 - エ 地域の中で実際に猫の世話をしている人達を中心に、趣旨に賛同した住民や地域猫活動に経験を持つ住民などの協力を得て活動を進めます。
 - オ 地域でルールや担当する人を決めて、地域全体の問題としてできるだけ多くの人が関わり、出来ることを協力していきます。
- 〔 不妊去勢手術の実施、手術後の飼育（決まった時間・場所・回数での給餌、エサ場清掃、トイレの設置、糞の始末など） 〕

(4) 区役所等行政機関や協力市民の役割

飼い主のいない猫で困っている地域等に対し、地域の求めに応じて、以下のような対応をします。

- ア 飼い主のいない猫で困っている地域に対して、地域猫活動による解決を進めるための話し合いの場を調整することや地域セミナー、勉強会の開催を行います。
- イ 猫の飼い主やその地域の中で世話をしている住民へ、飼育方法等を助言します。
- ウ 地域猫活動実施地域に対して、不妊去勢手術実施に向けた調整等を行います。
- エ 地域に対して地域猫活動を知ってもらうための広報や冊子等の作成と配布を行います。

警察・区役所への連絡

猫が遺棄された場合には警察や区役所に相談してください。

また遺棄を防止するには、地域の人たちで協力しパトロールを実施するなどの取組みが有効です。

4 地域猫活動の取り組み

(1) 地域トラブルの把握

どんな問題がどの地域に発生しているのか、内容の詳細や、場所の特定等を行います。

概要がわかったら、区役所等行政機関へ相談しましょう。

(2) 地域住民の理解と同意

地域内には、猫の嫌いな人、猫の好きな人、猫を飼っている人、猫で困っている人、猫に関心のない人など様々な人達が存在します。活動を始めるにはまず、地域住民が地域猫活動の趣旨を理解し、関係者が十分に話し合った上で活動実施の理解と同意を確認してから始めることが必要です。

※ 総会や地域説明会などで地域住民の理解と同意を確認します。

(3) 猫の実態把握

地域内の猫の調査

ア 屋外にいる飼い猫や飼い主のいない猫の数、分布、問題発生場所、問題の内容、エサ場の位置、糞が多い場所などの情報を集めます。

(アンケートの実施や猫マップの作成は有効です。)

イ 活動の対象とする飼い主のいない猫を特定するために、飼い猫は目印をつけることや屋内飼育を徹底するなど、飼い主の協力を得ることが必要です。

(4) 活動のルール作り

ア 活動のルールは、このガイドラインに沿いながら、猫が嫌いな人、猫で困っている人にも配慮し、実施地域にふさわしいものを作ります。

イ 活動のルールは、地域内で協力してくれる人達が、無理なく活動を継続できるような役割分担、日程などの体制を考えます。給餌、糞掃除、不妊去勢手術などの猫の管理や世話は(5)以降の項目を参考に決めましょう。その他、資金、広報、パトロールなどについても考えましょう。

(5) 不妊去勢手術の実施

地域内の飼い主のいない猫が今以上に増えるのを防ぎ、また多くの場合発情に伴う鳴き声、尿の臭気等を抑えることもできるため、地域猫活動の対象猫の不妊去勢手術は絶対に実施する必要があります。

ア 不妊去勢手術を行うための猫の捕獲の方法や手術の実施については、区役所等行政機関に相談しましょう。横浜市の不妊去勢手術費用の一部助成制度も活用しましょう。

イ 手術後は、手術を実施した地域猫であることが外見からわかるように、耳の

- 先端部分をカットする等、未実施猫との区別を行います。
- ウ 手術費用を、寄付、募金、バザー開催等で集める方法もあります。

(6) エサ場の設置

活動のルールとして、地域で決めます。

- ア エサ場を設置することについて周辺の方の了承を得ましょう。特に私有地や公有地等でエサを与える場合は、その土地の所有者や管理者などに十分に説明し、あらかじめ了承を得ておくことが大切です。また、エサ場が道路の近くや駐車場にあるため、猫がひかれてしまったという事例があります。エサ場は少しずつ移動させることもできます。猫が安心して食事できる環境を整えましょう。
- イ エサ場は地域で決めた場所に固定し、決まった時間にエサを与え、それ以外の場所や時間帯には与えないようにします。
- ウ エサの量は、猫が食べきれるだけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃を心がけます。エサ場には猫が集まるため、周囲の人々も注目します。「エサ場と、その周辺はきれいに」を厳守しましょう。特に周辺の管理の良し悪しが、猫たちが地域に受け入れられるか否かを左右します。
- エ カラスやハエ、ゴキブリが寄って来たり、悪臭の原因になるので、エサの放置は絶対にやめましょう。
- オ 残飯を与えた場合には、猫の糞尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりごみなどを漁ってしまう場合もあるので、キャットフードを与えましょう。
- (人用の牛乳は、猫が下痢をしやすいため与えないようにしましょう。)

(7) 猫用トイレの設置

- ア 所有者や管理者の了承を得て地域で決めた場所に、猫用トイレ等の排泄場所を設置し、そこで排泄するように仕向けます。砂を入れた猫用トイレに、マタタビ粉を混ぜるなどして、その場所で排泄するようにしつけましょう。
- (猫は、掘って排泄して埋め戻す習性がありますから、掘りやすい柔らかい土砂や落ち葉を利用したトイレ等を多めに設置しましょう。)
- イ 排泄場所は常に清潔を保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。
- ウ 定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外に排泄された糞も、速やかに処理、清掃し、環境保全に努めましょう。

(8) 個体の把握

世話をしている猫の個体を把握するために猫の写真などを活用し、体色、尾の形状、性別、特徴、健康状態などを記録する猫台帳等を作成しましょう。

(9) 新しい飼い主探し

猫にとって屋外は、事故やけんかに巻き込まれたり、感染症に罹るなどの危険がいっぱいです。飼い猫として屋内で飼育されることが猫のためにも最良です。地域猫が人に馴れてきたら新しい飼い主を探しましょう。

地域猫活動によって・・・

- 1 不妊去勢手術を徹底することによって猫が増えなくなる以外に、多くの場合次のような効果が見られます。
 - (1) 猫特有の発情期の鳴き声が減ります。
 - (2) ケンカをしなくなります。
 - (3) オシッコをあちこちにかけるというオス猫の行動が少なくなります。
 - (4) オス猫特有のオシッコの臭いが薄くなります。
- 2 給餌のルールを決めることで、エサの散乱やごみあさを防ぐことができます。
- 3 トイレの設置で糞尿の被害が減り、糞等の清掃をすることによって環境保全に貢献します。

地域猫成功事例 1

ノラ猫の世話をしていた人と困っていた人で「地域猫の会」を発足させた。

早速、周辺住民へ（約60世帯、猫15頭）年4回チラシを発行して情報提供した。（趣旨、エサを与えるルール、猫トイレの設置、フン清掃のルール、不妊去勢手術の実施、寄付・募金のお願い等）

エサやフン清掃は主に世話をしていた人で行い、困っていた人は、情報の発信や募金を担当していた。

地域の賛同者からの寄付金や各種イベントでの募金活動をして、15頭全部の猫に不妊去勢手術を実施した。

地域にいた猫のうち5頭は譲渡され、7年の活動で世話する猫が居なくなったため、「地域猫の会」は平和的解散をすることが出来た。

（成功のポイント）

世話をしていた人だけのグループ活動ではなく、困っていた人も活動に参加していたことが大きなポイントであった。また、不妊去勢手術を全頭実施できたことが成功につながった。

地域猫成功事例 2

町内会の役員が区役所に「猫が多くてフン害がひどい。何とかしてほしい。」と来所された。区役所では「捕獲していないので、世話をすると苦情を申し入れた人と地域の問題として皆で考えましょう。」と説明した。

早速、町内会で「ノラ猫問題」をテーマの住民会議が開催された。当初活発な意見交換であったが、区役所からの「地域猫活動」の提案に「ノラ猫に怒っても仕方ない。世話を人を決めてしっかりと管理してくれればやってみる価値はあるのではないか。」とのことで同意が得られた。

町内会の世帯数：1, 176世帯、世話する猫の数：51頭、世話する人：11人、エサ場：12か所、猫トイレ：15か所でスタートした。

不妊去勢手術の資金は、町内会のバザーや募金で賄われ、4年で不妊去勢手術は62頭実施することができた。

6年の活動で町内にいる猫の数は13頭に減り、公園、砂場がきれいになり、まったくトラブルもなく「逆に、子猫を見かけないので寂しくなった。」との声も出ていた。

（成功のポイント）

町内会役員が中心となって動いていたので、活動に対し信用が得られやすかった。また、不妊去勢手術がほぼ全部に施術できたことが成功したポイントであった。

横浜市健康福祉局健康安全部動物愛護センター

令和3年9月発行

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4

電話 045(471)2111 FAX045(471)2133